

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年6月12日開催 全国地方銀行協会／

令和6年6月13日開催 第二地方銀行協会]

1. 「事業再生情報ネットワーク」の創設について

- 2024年3月に公表した「再生支援の総合的対策」を踏まえ、事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとのうち、公租公課の分割納付の相談など、関係省庁間で連携が必要なものを、金融庁・国税庁・厚生労働省・中小企業庁で共有する、「事業再生情報ネットワーク」を新たに立ち上げ、6月中に運用を開始する。
- 金融機関においては、顧客企業に対し、必要に応じて、本ネットワークでの相談先となる金融庁相談窓口や中小企業活性化協議会を周知していただくとともに、顧客企業から本窓口の活用を相談された際は、事業者の状況を踏まえた柔軟な対応に努めていただきたい。なお、金融庁相談窓口を活用するに当たっては、金融機関による支援があることが関係省庁間で情報共有する前提となる点に留意していただきたい。

2. コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について

- 上記「再生支援の総合的対策」を踏まえ、「コロナセーフティネット保証4号」や「コロナ借換保証」は2024年6月末の期限をもって原則終了し^(注1)、同様に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の金利引下げについても終了^(注2)する予定。
 - (注1) 能登半島地震の影響が残る地域では、災害セーフティネット保証4号及びコロナ借換保証は継続。
 - (注2) 災害貸付金利を適用した上で、2024年12月末まで延長。
- 他方、コロナ禍からの経営改善・再生を図るための支援ツールとなる「コロナ経営改善サポート保証」・「コロナ資本性劣後ローン」や、円安等に伴う資材費等の価格高騰対策として実施している日本政策金融公庫等の「セーフティネット貸付」は、2024年12月末まで延長される予定。
- 金融機関においては、足元の物価上昇や人手不足の影響、金融政策の枠組みの見直しに伴う今後の影響等も踏まえ、引き続き事業者にも最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底していただきたい。

3. 「貸付条件の変更等の実施状況」の報告頻度見直しについて

- 「貸付条件の変更等の実施状況」は、各金融機関からかねてより報告負担軽減の要望が寄せられてきた。
- 金融庁としては、2024年4月に最後のゼロゼロ融資の返済ピークを迎えたことを踏まえ、少なくとも、2024年度上期（4－9月実績報告分）においては、引き続き月次で中小企業向け融資に係る貸付条件の変更等の件数を丁寧を確認する必要があると考えている。
- 一方、要望を踏まえ、2024年度下期（10－3月実績報告分）以降、上記件数については、現在の月次から半期へ報告頻度を見直すなど、検討していく。検討結果については、下期が始まるまでに事務的に連絡する。

4. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 各地域金融機関においては、日頃より「REVICareer（レビキャリア）」を活用した人材マッチングに尽力いただき感謝。実績については、5月末時点で大企業人材の登録者数が累計3,028人、求人情数は累計1,969件、マッチング件数については、累計88件となっている。
- マッチング成約について、2024年度は前年同時期を大幅に上回るペースで成約が進んでいる状況であり、年度後半に給付金予算が不足する可能性も出てきた。今後も適時情報発信するが、レビキャリアの活用に当たっては、このような状況も考慮いただきたい。
- また、本日は、「REVICareer 経営人材マッチング事例集」をご紹介させていただく。これは、レビキャリアを活用した人材マッチングの更なる促進のため、地域金融機関の皆様にご協力いただき、REVICにおいて人材マッチングの好事例を取りまとめたもの。
- 本事例集の内容を中心に、マッチング事例の共有会を6月24日に開催予定。事例共有会で得た知見を人材マッチングの取組みの参考としていただくとともに、地域企業の人材ニーズに応えるべく、引き続きレビキャリアの積極的なご活用をお願いしたい。

5. 苦情等を踏まえた適切な業務運営について

- 金融庁は、金融サービス利用者相談室を設置し、金融サービスの利用者からの苦情や相談を受け付け、金融行政に活用することとしている。
- 地域銀行に関する苦情等の足元の件数は、新型コロナ対応に関連する苦情

等をも含めて減少傾向にある。

- 他方で、利用者からは、例えば、融資に関連した苦情等として、
 - ・ 経営者保証が必要な理由について説明を受けていない、
 - ・ 銀行やグループ会社のサービス等を受けることを融資条件とされた
 - ・ 融資金の一部を預金として積んでほしいと言われた、

といった、事実であれば、法令等との関係で問題になり得るものも引き続き見受けられる。

- 改めて、苦情等の再発防止・未然防止など、適切な業務運営に努めていただきたい。

6. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- 高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにするため、2024年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 金融機関においては、今後、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合においては、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい。
- 同様の観点から、本人死亡後の口座の閉鎖手続時は相続等の関係書類が多く、遺族による手続が煩雑になるため、顧客の個別事情に配慮し、丁寧な対応（窓口マニュアル整備の徹底等）を行うよう、金融機関に対して併せてお願いしたい。

7. 各金融機関の関連会社における計算書類の公告について

- 株式会社は、小規模なものも含め、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない旨、会社法第440条において規定されているところであり、金融機関の関連会社も、株式会社であればこの規定の対象となっている。
- 各金融機関において、これら計算書類の公告等について適切に対応しているものと考えているが、企業集団・グループの業務の執行が法令に適合することを確保する観点からも、各金融機関の関連会社においても、

計算書類の公告が適切に行われているかどうか、今一度確認をお願いしたい。

8. 金融・資産運用特区における外国人銀行口座の開設支援ネットワークについて

- 金融・資産運用特区における取組として、海外からのビジネス進出を志向する外国人に対する金融機関・自治体による銀行口座開設支援ネットワークを構築する。
- 本取組は、外国人による銀行口座の開設について、言語の壁、審査書類の提出対応等で、開設までに多くの事務手続き負担や時間を要するケースがみられることを踏まえ、運用面において、手続きの迅速化・円滑化を図るもの。
- 6月5日に、本取組への参加を希望する金融機関の募集・参加要領について周知しているところ、積極的な参加を検討していただきたい。

9. スタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供の円滑化等に係る自治体アンケート調査結果について

- 2023年2月に、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供について要請[※]したところ、規制改革推進に関する中間答申(2023年12月決定)等を踏まえ、要請の実効性にかかるフォローアップのために、スタートアップビザ制度を実施する自治体にアンケート調査を実施した。
[※] いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、創業活動確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じる旨要請。
- アンケートでは、金融機関の窓口において、要請内容が認識されていなかったことや、有効期限の切れた証明書類の取扱いが明確化されていなかったこと等が原因で、円滑な口座開設に支障を来した事例が一部みられた[※]。
[※] 調査対象期間である2023年3月1日～2023年12月31日にかけて、スタートアップビザを活用して入国した外国人は166名。円滑な口座開設に支障があったと自治体が認識した事例は9件。
[※] 証明書類の有効期限は、在留資格認定手続きに係るものであるため、提示された証明書類の有効期限が既に超過していた場合であっても、発行自治体に確認する等により、当該外国人がいわゆるスタートアップビザを活用していることが明らかである場合は、有効期限内の証明書類を確認した際と同様に取り扱い差し支えない旨、Q&Aを更新し明確化する。
- 事務的にも連絡するが、金融機関においては、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出が

あった場合、証明書類を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じるよう改めて伝えるとともに、窓口現場への周知徹底をお願いしたい。

10. 2023 事務年度のモニタリング結果について

(1) 地域銀行のストレステスト実施状況等

- 金融機関のリスク管理上重要なツールであるストレステストについて、その実施状況及び実際のストレス時の対応計画を把握するため、2023 事務年度において複数の地域銀行を対象にモニタリングを実施した。モニタリング対象先については、アンケートの回答、関連資料のご提出、及びヒアリング等にご協力いただき感謝申し上げます。
- モニタリング対象先において、定期的なストレステストの実施態勢が相応に整備されていることを確認した。個別には、自行特性を踏まえたシナリオ策定や対応策の検討が行われていた事例があった一方、業務計画の策定やリスク管理の見直しといった経営判断に活用されておらず形式的な点検に留まるなど、高度化が期待される事例も確認され、それぞれの対応状況にばらつきがみられた。
- 円金利上昇など、金融機関を取り巻く環境が大きく変化しているが、ストレステストの有効な活用においても、リスクガバナンスの一環として経営陣の主体的関与により実効性を高めていくことを期待している。

(2) 顧客本位の業務運営の確保

- 2023 事務年度は、顧客本位の業務運営に関する原則を踏まえ、外貨建一時払保険、仕組預金を中心に個別のリスク性金融商品に係るプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢などのモニタリングを行った。
- 当該モニタリングで認められた、販売会社等において共通するとも考えられる課題^(注1)等を、「リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」で記載予定である。(7月5日公表)

(注1) モニタリングで認められた課題事例等について

①プロダクトガバナンス態勢について

「外貨建一時払保険（特に運用型）」及び「仕組預金（外貨償還特約付預金）」^(※1)について、商品性（リスク・リターンの合理性等）に係る検証が十分に行われな
いまま、実質的な議論を行うことなく、商品の導入が行われていた事例が見られた。
販売会社におかれては、必要に応じて組成会社と連携し、商品性の検証を行った

上、リスク性金融商品の導入を判断するとともに、導入後においても販売実績等を踏まえて商品性を継続的に検証していただきたい。

(※1) 仕組預金(外貨償還特約付預金)を購入した顧客が受け取った円ベースの償還金のトータルリターン(年率換算)がマイナスとなっている商品もあった。

②販売・管理態勢について

販売会社におかれては、以下の事例も踏まえ、必要に応じて組成会社と連携し、顧客属性やニーズ等を把握した上で、当該顧客にふさわしい金融商品を販売するとともに、商品販売後のフォローアップにも努めていただきたい。

- 「外貨建一時払保険(特に運用型)」及び「仕組預金(外貨償還特約付預金)」について、必要な金融知識を持ち合わせておらず、リスク特性を理解していないといった懸念のある顧客に販売している事例が見られた。
- 「外貨建一時払保険(特に運用型)」について、目標値に到達したターゲット型保険の多くが解約され、当該解約後、同一商品を同一顧客に販売する乗換販売^(※2)が発生していた事例が見られた。

(※2) 乗換販売は、販売手数料等が二重に発生することを考慮すると、必ずしも顧客にとって経済合理性があるとは言えないと考えられる。

- このほか、2023 事務年度は、「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」^(注2)も併せて公表する予定である。

(注2) 数年に一度実施しており、今回で3回目(前回は2021年6月公表)

- 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んで頂きたい。

(3) サイバーセキュリティ

- 金融庁では、検査・モニタリングを通じて、地域銀行のサイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認してきた。金融庁としては、引き続き、検査・モニタリングのほか、サイバーセキュリティセルフアセスメント(CSSA)や金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall)といった取組みにより、金融業界全体のサイバーセキュリティの強化を促していく。

(4) マネロン等対策

- マネロン等対策については、2024年3月末を期限としたマネロンガイドラインに基づく態勢整備の進捗状況を中心に確認した。皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。
- 各金融機関においては、今後、マネロン等リスク管理態勢の有効性を検証

し、必要な改善を繰り返しながら強化・高度化していく必要がある。経営陣の方々においては、2024年3月末までに整備した管理態勢をスタート地点として捉え、引き続きリーダーシップを発揮して、管理態勢の有効性を高める取組みを進めていただきたい。

- 一部の主要行との間では、整備した態勢の有効性を検証する取組みについての対話も既に開始している。
- 有効性検証の取組みについては、顧客管理措置や取引モニタリングといった個々のリスク低減措置の実効性の検証はもとより、マネロン等対策に係る方針・手続・計画の包括的な見直しにより、各行が自ら、態勢の高度化を図る動きが見られた。
- 金融庁としては、当面の間、2024年3月末時点の「対応結果報告」を踏まえたモニタリングを通じて、各金融機関における態勢整備状況の確認に加え、有効性検証に関して、取組事例の共有や、各金融機関の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めてまいりたい。
- また、SNS型投資詐欺事案において預貯金口座の悪用が増加傾向にある実態を踏まえ、預貯金口座の不正利用対策に関してもモニタリングを実施した。
- 一部の金融機関では、口座の不正利用が頻発する時間帯や不正利用特有の挙動を分析の上、これらの特徴に応じて、例えば、営業時間外にも、送金取引の自動保留や謝絶、預貯金口座の凍結判断を行うなどの動きが見られた。
- 足元では、法人口座を含む預貯金口座を不正に利用し詐欺等の被害金の資金洗浄を行ったとする事案が発生しており、各金融機関においては、これまで以上にリスク感度を高く持って対策を検討していただきたい。

11. 投資詐欺等への対策について

- 昨今、SNS上で著名人等になりすました投資詐欺やフィッシングによる被害が急増している現状を踏まえ、政府として、これらの犯罪に対処するための総合的な対策が、2024年6月目途に取りまとめられる。
- 今後、取りまとめられる総合的な対策の内容も踏まえ、金融庁としては、関係省庁と連携し、犯罪者グループによる法人口座を含む預貯金口座の悪用防止のための不正利用防止対策の推進など、詐欺等の金融犯罪被害の抑止に向けた対応を強化していく。各社におかれては、引き続きご協力いただきたい。

12. 次回のサイバーセキュリティ・セルフアセスメント（CSSA）について

- 2022 事務年度から実施している「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント：CSSA）の取組[※]については、2024 事務年度の実施に向けて準備中であり、6月下旬目途に、協会を通じて、各金融機関に自己評価の実施を依頼する予定である。

※ 2023 事務年度分の結果は、4月に当庁のホームページにおいて公表した

(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>)。

- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。

13. 資産運用フォーラムについて

- 2023 年末公表した「資産運用立国実現プラン」の施策を、内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるため、内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、Japan Weeks（9月30日～10月4日）中の10月3日に立ち上げる予定。

- それに向けて、「資産運用フォーラム」やその立ち上げイベントの概要が公表され、会員募集が開始された。国内外の金商業者や機関投資家が中心となる組織であるところ、登録金融機関も参加が可能であり、かつ歓迎ですので、ぜひ注目していただきたい。詳細は、総合政策課や、資産運用フォーラムの事務局となるブルームバーグ社まで連絡していただきたい。

（参考）資産運用フォーラム特設サイト URL：<https://amforum.jp/>

14. NISAについて

- NISAについて、申し上げる。2024年3月末時点のNISA口座数は約2,323万口座、買付額は合計約41.6兆円となった。新NISA開始後、利用状況全体が明らかになるのは初めてだが、この結果を見ても、新NISAの開始を契機に、多くの国民の方が資産形成に関心を示されている状況が実感できると思う。

- 他方、（これまでも申し上げていることではあるが、）このように新たに資産形成に踏み出す方々が増えている状況であるからこそ、今一度、国民の皆様が適切に制度を活用していただけるよう、官民連携して、わかりやすく丁寧に周知・広報を行う必要がある。各金融機関においては、引き続き、適切な顧客対応に取り組んでいただく必要があると考えている。

○ 具体的には、利用者が資産形成に一步を踏み出す前提として、利用者に次のようなことを理解していただくことが重要である。

- ① まず、利用者自身が、各々のライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えること、
 - ② 次に、長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること、
 - ③ そして、資産形成に取り組むにあたっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用することが重要であること
- の3点である。

○ さらに、各金融機関においては、実際に NISA 口座を用いた取引を行う利用者に対して、

- ・ 顧客ニーズやリスク許容度の確認や、
- ・ 提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明、
- ・ 販売後のフォローアップ等、

利用者が安心して資産形成に取り組むことができるよう、顧客本位の業務運営に取り組んでいただくことが重要である。特に、株式市場や為替市場が大きく変動する中においては、投資の経験が浅い方ほど、不安になって慌てて損切りしてしまう場合もあろうかと思う。利用者が安心して資産形成に取り組むことのできる環境を整えるため、今一度、営業現場においても、長期投資や積立投資の意義の周知も含め、NISA 制度や趣旨を十分に理解した担当者を配置するなど、顧客対応の質の向上を図る余地がないか、ご検討いただければ幸いである。

15. 5月G7財務トラックの成果物について

○ 5月23日から25日にかけて、イタリアのストレーザにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された声明における金融関連の主なポイントを紹介したい。

- ・ まず、金融システムの安定や規制上の論点に引き続き焦点を当てる必要性が再確認された。
- ・ また、ノンバンク金融仲介（NBFII）に関して、同セクターの強靱性を強化するための金融安定理事会（FSB）の作業を強く支持している。具体的に

は、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告を、証券監督者国際機構（IOSCO）のガイダンスとあわせて実施することにコミットするとともに、レバレッジのモニタリング等にあたって必要となるデータの収集に関する取組を奨励している。

- ・ サイバーセキュリティに関しては、金融セクターにおけるサイバーの強靱性強化に引き続きコミットする旨が示された。加えて、G7サイバー専門家グループ（G7 CEG）が2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことを歓迎するとともに、G7 CEGに対し、サイバー脅威への備えや対応能力を向上するための作業をさらに推進することを求めた。
- ・ 暗号資産に関しては、金融活動作業部会（FATF）の取組として、FATF基準のグローバルな実施を加速するための作業に加えて、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。FATF基準の実施に関しては、2024年3月に公表された実施状況一覧表を支持している。また、2023年5月のG7新潟声明で、G7は、FSB勧告等に整合的な形で実効的な規制監督上の枠組を実施するとコミットしたが、今回のG7ストレージャ声明で当該コミットメントを再確認した。
- ・ 最後に、2023年日本議長下で優先事項として取り上げた、自然災害に関する補償（プロテクション）ギャップの論点についても議論を継続している。幅広い分野で官民含む関係者の協働が必要な観点も含め、政府の取組を支えるものとして、自然災害に対する官民保険プログラムに関するハイレベル枠組が歓迎されている。この枠組みはOECD及び保険監督者国際機構（IAIS）と共にG7で策定された。

- （クロスボーダー送金や移行計画といったその他の論点についても、声明に盛り込まれているため、関心に応じて資料を参照していただけると幸い。）
- （今後は、6月13～15日にイタリア・プーリアにてG7首脳会議が開催される予定。）引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく。

（以上）